

毎週月・水・金曜日発

# 富 山 県 報

平成31年3月28日

木 曜 日

号 外

## 目 次

### 告 示

○富山県民会館の利用料金の額についての一部改正	1
○富山県教育文化会館の利用料金の額についての一部改正	2
○富山県高岡文化ホールの利用料金の額についての一部改正	3
○富山県新川文化ホールの利用料金の額についての一部改正	5
○富山県民小劇場の利用料金の額についての一部改正	

## 告 示

### 富山県告示第141号

富山県民会館の利用料金の額についての一部改正について

富山県民会館の利用料金の額について（平成18年富山県告示第 236号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

平成31年3月28日

富山県知事 石 井 隆 一

表の舞台設備及び道具類の項中

「譜面台（ライト付）」	1本	270	」を
-------------	----	-----	----

「譜面用ライト」	1本	160	」に改
----------	----	-----	-----

め、同表の映写設備の項を次のように改める。

映 写 設 備 及 び 視 聴 覚	35ミリ映写機（スクリーン付）	1式	9,190
	16ミリ映写機（スクリーン付）	1式	3,390
	スライド映写機（ホール用・スクリーン付）	1式	2,160
	スライド映写機（会議室用・スクリーン付）	1式	1,630
	オーバーヘッドプロジェクター（スクリーン付）	1式	1,630

機 器	スクリーン（ホール・304号室用）	1張	860
	スクリーン	1張	760
	プロジェクター（スクリーン及びビデオテープ・DVD・BDレコーダー付）	1式	2,930
	ビデオテープ・DVD・BDレコーダー	1台	2,160

表の音響設備の項中「（オープン、カセット）」を削り、同表の視聴覚機器の項を削る。

（文化振興課）

### 富山県告示第142号

富山県教育文化会館の利用料金の額についての一部改正について

富山県教育文化会館の利用料金の額について（平成18年富山県告示第237号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

平成31年3月28日

富山県知事 石 井 隆 一

表の舞台設備及び道具類の項中

「 <sup>しや</sup> 紗幕	1枚	1,630	を
ジョーゼット幕	1枚	1,630	

「譜面用ライト	1本	160	に、
<sup>しや</sup> 紗幕	1枚	1,630	

「平台	1枚	」を
-----	----	----

「平台	1台	」に改め、同表の
-----	----	----------

映写設備及び視聴覚機器の項を次のように改める。

映 写 設 備 及	スライド映写機（スクリーン付）	1式	1,630
	オーバーヘッドプロジェクター（スクリーン付）	1式	1,630
	スクリーン	1張	860

び 視 聴 覚 機 器	プロジェクター（スクリーン及びビデオテープ・DVD・BDレコーダー付）	1式	2,930
	ビデオテープ・DVD・BDレコーダー	1台	2,160

表の照明設備の項中

「	ミラーボール	1台	1,410
	オーロラマシン	1台	1,630

を

「	ミラーボール	1台	1,410
---	--------	----	-------

に改め、同表の音響設備の項中

「	ダイナミックマイクロフォン	1本	720
	コンデンサーマイクロフォン	1本	1,030
	ワイヤレスマイクロフォン	1チャンネル	1,540
	エレベータマイク装置（マイクを含まない。）	1基	650

を

「	拡声装置（会議室用・マイク付）	1式	2,060
	ダイナミックマイクロフォン	1本	720
	コンデンサーマイクロフォン	1本	1,030
	ワイヤレスマイクロフォン	1チャンネル	1,540

に改

める。

（文化振興課）

## 富山県告示第143号

富山県高岡文化ホールの利用料金の額についての一部改正について

富山県高岡文化ホールの利用料金の額について（平成18年富山県告示第238号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

平成31年3月28日

表の舞台設備及び道具類の項中

「

譜面台（ライト付）	1本	270
-----------	----	-----

」を

「

譜面用ライト	1本	160
--------	----	-----

」に、

「

ジョーゼット幕	1式
---------	----

」を

「

ジョーゼット幕	1枚
---------	----

」に、「浅黄幕」

を「定式幕」に、

「

座布団	1枚	110
-----	----	-----

」を

「

高座用座布団	1枚	220
--------	----	-----

」に改

め、同表の映写設備及び視聴覚機器の項を次のように改める。

映写設備及び視聴覚機器	35ミリ映写機（スクリーン付）	1式	9,190
	16ミリ映写機（スクリーン付）	1式	3,390
	16ミリ映写機（移動式・スクリーン付）	1式	3,020
	スクリーン	1張	860
	スクリーン（移動式）	1張	760
	プロジェクター（スクリーン及びDVD・BDレコーダー付）	1式	2,930
	DVD・BDレコーダー	1台	2,160

表の音響設備の項中

「

ダイナミックマイクロフォン	1本	720
---------------	----	-----

」

を

「

拡声装置（スタジオ用）	1式	2,060
ダイナミックマイクロフォン	1本	720

」

に改め、「（オープン、カセット）」を削り、同表のスタジオ設備の項を削る。

（文化振興課）

## 富山県告示第144号

富山県新川文化ホールの利用料金の額についての一部改正について

富山県新川文化ホールの利用料金の額について（平成18年富山県告示第 239号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

平成31年3月28日

富山県知事 石 井 隆 一

表の舞台設備及び道具類の項中

「譜面台（ライト付）」	1本	270
-------------	----	-----

「譜面用ライト」	1本	160
----------	----	-----

め、同表の映写設備及び視聴覚機器の項を次のように改める。

映写設備及び視聴覚機器	35ミリ映写機（スクリーン付）	1式	9,190
	16ミリ映写機（スクリーン付）	1式	3,390
	スライド映写機（ホール用・スクリーン付）	1台	2,160
	スライド映写機（移動式・スクリーン付）	1式	1,630
	オーバーヘッドプロジェクター（スクリーン付）	1式	1,630
	スクリーン	1張	860
	スクリーン（移動式）	1張	760
	プロジェクター（スクリーン及びビデオテープ・DVD・BDレコーダー付）	1式	2,930
	録画システム	1式	3,350
	ビデオテープ・DVD・BDレコーダー	1台	2,160

表の音響設備の項中「（オープン、カセット）」を削る。

（文化振興課）

## 富山県告示第145号

富山県民小劇場の利用料金の額についての一部改正について

富山県民小劇場の利用料金の額について（平成18年富山県告示第 240号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

平成31年3月28日

富山県知事 石 井 隆 一

表の舞台設備及び道具類の項中

「

譜面台（ライト付）	1本	270
-----------	----	-----

」を「

譜面用ライト	1本	160
--------	----	-----

」に、

「白びょうぶ」を「鳥の子びょうぶ」に改め、同表の映写設備及び視聴覚機器の項を次のように改める。

映 写 設 備 及 び 視 聴 覚 機 器	16ミリ映写機（スクリーン付）	1式	3,390
	スクリーン	1張	860
	プロジェクター（スクリーン及びビデオテープ・DVD・BDレコーダー付）	1式	2,930
	ビデオテープ・DVD・BDレコーダー	1台	2,160
	スクリーン（移動式）	1張	760
	スライド映写機（スクリーン付）	1式	1,630

表の照明設備の項中「スライドキャリア」の次に「LEDカラーチェンジャー」を加え、同表の音響設備の項中「（オープン、カセット）」を削る。

(文化振興課)